

子育て世帯への臨時特別給付金について

1. 趣旨

小学校等の臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、低所得者層に限定せずに中間所得者層も含め、児童手当受給世帯に臨時・特別の一時金を支給するもの。

2. 支給対象児童

- (1) 令和2年4月分の児童手当の対象児童
- (2) 令和2年3月 31 日で児童手当の受給対象ではなくなった児童(高校1年生相当年齢の児童)

※ 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子供が対象児童となる。

【対象者数見込】

対象児童数	約 17,600 人
対象世帯数	約 11,000 世帯

3. 給付額

対象児童一人につき1万円

4. 給付の方法

- (1) 支給対象者へ給付金の案内チラシ等の送付
- (2) 児童手当登録銀行口座等への振込

5. 費用負担

実施に要する費用については、全額を国が負担する。(10/10)

6. 支給日

6月18日

7. 補正予算額

(1) 歳入

189,635千円(国庫補助金)

(2) 歳出

189,635千円

① 事業費(手当額) 176,000 千円

② 事務費 13,635 千円